年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

代表者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する

法律第７条第１項第４号の財産的基礎に関する要件についての誓約書

　この度の労働者派遣事業の許可有効期間更新の申請にあたって、当社は１つの事業所のみからなる中小企業であり、また、常時雇用する派遣労働者は10人以下の予定です。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第７条第１項第４号の要件である財産的基礎に関する要件について、資産の総額から負債の総額を控除した額を2,000万円から1,000万円に緩和すること等とする、「当分の間の措置」に基づいて申請いたします。

当社は、許可有効期間中において、本要件を満たすことを誓約いたします。